

会議録	
会議の名称	川越市放置自転車対策審議会
開催日時	平成31年1月28日(月) 午後2時00分から午後4時30分まで
開催場所	高階市民センター1階会議室(川越市藤間75-1)
会長氏名	新井 正司
出席・欠席委員氏名及び人数	(出席) 新井正司、栗原喜一郎、木村伸子、近重タツ子、田島勝典、 櫛谷勝由、谷口千恵子、荻窪利充、田畑たき子、今野英子、 中原秀文 計11名 (欠席) 根岸正春、本多一美 計2名
事務局職員職氏名	細田市民部長 防犯・交通安全課 荷田課長、宗像主幹、山下副主幹、三島主査 栗原主査、中川主任
会議次第	1 開会 2 委嘱書交付 3 市民部長挨拶 4 会長・副会長選出 5 諮問書交付 6 議事 (1) 新河岸駅周辺自転車放置禁止区域について (2) その他 7 現地視察 8 答申案の公表 9 閉会
配布資料	資料1 川越市の放置自転車対策の経過について 資料2 川越市の自転車駐車場整備の経過について 資料3 新河岸駅周辺自転車放置禁止区域と駅改札から半径300mの範囲について 資料4 新河岸駅周辺の自転車放置状況について 資料5 新河岸駅周辺の駐輪施設一覧表 資料6 自転車放置防止条例及び同条例施行規則 別紙 放置自転車撤去状況(10年間・駅別) 事務局案について 現地視察の案内について

議事の経過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
防犯・交通安全課長(以下「課長」)	<p>開会</p> <p>定刻となりましたので、只今より平成30年度川越市放置自転車対策審議会を開催いたします。司会を務めさせていただきます、防犯・交通安全課長の荷田と申します。よろしくお願いいたします。</p>
課長	<p>委嘱書交付</p> <p>委嘱書をお渡しいたします。本来であれば、市を代表いたしまして市長から委嘱書をお渡しするところではございますが、市長は本日他の公務が入っておりますので、市民部長が代理させていただきます。</p>
市民部長	<p>(委嘱書を住民代表委員、関係機関代表委員、学識経験者委員の順に手渡す。)</p>
課長	<ul style="list-style-type: none"> ・欠席委員2名(川越市自治会連合会推薦・根岸委員、川越警察署推薦・本多委員)について報告 ・委員任期について、本日より2年間(2021年1月27日まで)となる旨を説明 ・委員総数13名のうち11名の出席があったため、本会議は成立する旨を説明
市民部長	<p>挨拶(市長の代理として)</p>
委員	<p>自己紹介</p>
課長	<p>事務局紹介</p>
課長	<p>会長・副会長選出</p> <p>川越市自転車放置防止条例施行規則第10条の規定におきましては、会長・副会長を委員の互選で決定していただき、会長が議長となり、議事を進行することとなっております。</p> <p>このことにつきまして、委員の皆様よりご意見、ご推薦等ございますでしょうか。</p>

委員	新井委員（川越市自治会連合会推薦）を会長として推薦いたします。
委員	参考のため、過去の選出についてはどうだったのか、説明願います。
課長	過去の慣例では、会長には住民代表委員の中から、副会長には学識経験者の中から選出されていたことが多いようです。
委員	推薦の声がありましたし、慣例においても、住民代表委員から新井委員にお願いすることでよろしいのではないのでしょうか。
課長	ただいまご意見をいただきましたが、新井委員に会長職をお願いすることでよろしいでしょうか。 （「異議なし」との声あり） 新井委員、よろしいでしょうか。 ありがとうございます。今任期の川越市放置自転車対策審議会会長は新井委員と決定いたしました。 次に、副会長職について、ご意見、ご推薦はございますか。
委員	同じく慣例に則り、学識経験者委員のなかから、地元の今野委員を推薦いたします。
課長	ただいまご推薦をいただきましたが、今野委員に副会長職をお願いすることでよろしいでしょうか。 （「異議なし」との声あり）
課長	今野委員、よろしいでしょうか。 ありがとうございます。今任期における川越市放置自転車対策審議会副会長は今野委員と決定いたしました。 会長、副会長は前の座席にお進みください。
会長	会長・副会長挨拶 会長職を仰せつかりました川越市自治会連合会の新井でございます。何分不慣れなもので皆様のご協力をいただきながら、慎重審議の中で活発なご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願います。

副会長	副会長職を仰せつかりました川越市議会議員の今野でございます。こういった役は初めてですが、活発な審議となるよう、会長を補佐してまいりますので、よろしくお願いいたします。
課長	<p>議事に入りますまえに、事務連絡といたしまして、三点申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要綱に基づき原則公開となっておりますが、現時点で傍聴希望者がいないこと。 ・議事録を公開するため、確認の署名をいただく委員2名を選出していただくこと。後日、ホームページにて公開予定。 ・休憩の時間を利用して、現地視察を行うこと。 <p>事務連絡は以上です。</p>
市民部長	<p>諮問書の交付</p> <p>川越市放置自転車対策審議会会長新井正司様、川越市長より新河岸駅周辺自転車放置禁止区域について審議をお願いいたします。</p> <p>(諮問書を新井会長へ渡した。)</p> <p>(事務局、諮問書のコピーを委員に配布)</p>
課長	これより、進行は新井会長をお願いいたします。
会長（以下、「議長」	<p>これより議長を務めさせていただきます。</p> <p>委員の皆様、よろしくお願いいたします。</p> <p>議事録を署名する委員2名につきまして、私から指名させていただきます。</p> <p>木村委員と谷口委員、議事録への署名をお願いしてよろしいでしょうか。</p> <p>(木村委員、谷口委員より了承の声あり。)</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題に入ります。</p> <p>川越市長から本審議会への諮問がございました。</p> <p>新河岸駅周辺の自転車放置禁止区域について、審議をいただきたいのことでございます。</p> <p>配布された次第より、議題その1、新河岸駅周辺の自転車放置禁止区域の変更等について審議します。</p> <p>まずは、諮問の内容について、事務局説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>まずは、お手元の資料の確認をお願いいたします。</p> <p>(資料1) 川越市の放置自転車対策の経過について (資料2) 川越市の自転車駐車場整備の経過について (資料3) 新河岸駅周辺自転車放置禁止区域と駅から半径300mの範囲について (資料4) 新河岸駅周辺の自転車放置状況について (資料5) 新河岸駅周辺の駐輪施設一覧表 (資料6) 自転車放置防止条例及び同条例施行規則 (別表) 放置自転車撤去状況(10年間・駅別)</p> <p>資料に不足等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、事務局説明に入らせていただきますが、議題であります「新河岸駅周辺の自転車放置禁止区域について」の前に、本市の放置自転車防止対策の概要をご説明させていただきたいと存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1、資料2、別表により、本市の放置自転車防止対策、自転車駐車場整備状況、自転車放置禁止区域を指定する意義及び放置自転車対策審議会の活動について説明した。 ・放置自転車防止対策における今後の課題について説明した。 ・資料3、資料4、資料5により、新河岸駅周辺の放置自転車の状況、駐輪施設の状況及び新河岸駅の駅舎移転による駅改札から半径300mの範囲が移動したことを説明した。 ・自転車放置禁止区域に指定することのメリットとデメリットについて説明した。 <p>以上、資料の説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から資料の説明がございましたが、質問、意見等ございましたら、ご発言願います。</p>
委員	<p>先ほど駅が北側に移ったために、南側で営業していた民営の自転車駐車場の利用者が減ったようだとの話がありましたが、自宅の庭先で営業しているような駐輪場の利用者が減ったという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>その通りです。当課の分析としましては、管理人の高齢化や機械化の需要等により、民営の自転車預り所は減少しつつあり、利用者自体も減りつつあるという状況とのことです。</p>

委員	<p>逆に、駅舎が移った北側の駐輪場の利用者数が増えているということでしょうか。</p>
事務局	<p>北側には民営駐輪場が少ないため、市営の自転車置場に利用者が流れているという状況です。</p>
委員	<p>その状況で、駐輪施設は足りているのでしょうか。</p>
事務局	<p>「資料5 新河岸駅周辺の駐輪施設一覧表」をご覧ください。 東西の駐輪施設の合計を見ると、東口周辺では収容可能台数を利用台数が超えているという状況もありますが、駅周辺全体としては、駐輪施設が充足しているという状況にあります。</p>
委員	<p>別表を見させていただくと、平成29年度まで年々放置自転車数は減っている状況ですが、新駅舎が開いてからの状況はどうか。</p>
事務局	<p>「資料4 新河岸駅周辺の自転車放置状況について」をご覧くださいと、平成30年度に入ってから現在までの放置自転車数が記載されております。合計すると25台となり、平成29年度の状況と比較すると既に1台増加しているという状況ですので、年度の台数としては若干増えていくものと思われます。</p>
委員	<p>駅舎が便利になった分、近くに停めたいという心理が働いているものと思われます。 放置禁止区域区域のあり方についてゼロから考えるのは難しいので、事務局として、自転車放置禁止区域をこのようにしたいという案があれば示してください。</p>
事務局	<p>事務局として、駅改札から半径300mの範囲と放置自転車の現状及び将来的な予測を踏まえた試案がございますので、ご説明させていただきます。 （「区域変更案について」を委員に配布、ホワイトボードに拡大図を貼る。） お手元の「区域変更案について」をご覧ください。 自転車放置禁止区域につきましては、駅改札より半径300mの範囲内を目安に指定してまいりましたが、今回、この範囲に入ってきた東西駅広場の北側にある住宅地、東西にございますが、これまでも駅利用者による自転車放置が見受けられず、生活道路が入り組んでいるので、今後も放置の発生は考えづらいことから、禁止区域</p>

	<p>に含めなくてもいいのではないかと考えました。</p> <p>逆に、半径300mから外れる駅南側の踏切より南側に位置する住宅地につきましても、駅利用者による自転車放置が見受けられず、今後も放置が発生する可能性が少ないことで、禁止区域の指定から外してもいいのではないかと考えました。</p> <p>更に、東西の駅前広場からそれぞれ東西に延びる駅前道路部分を新たに区域として指定することを考えました。 これは、歩道が広く、今後商業施設が立ち並ぶことも考えられるため、将来的に自転車が放置される可能性があると考えたものでございます。</p> <p>以上、事務局案として提示させていただきましたが、課内の意見として、自転車放置の現状を踏まえた場合、駅東西口開設後も、自転車の放置が確認された場所は現行の区域内であることから、元の区域をそのまま継続しても良いのではないかとの見方もあったことをご報告させていただきます。</p>
議長	<p>ただいまの事務局案について、質問、意見等はございますか。</p>
委員	<p>事務局案において、新たに300mの範囲に加わってくる住宅地や範囲から外れた住宅地においては、放置自転車は発生しないという考えがありました。このような判断について、住民の方々にはどのように説明していくのでしょうか。</p>
事務局	<p>また、放置自転車に関する直接的又は間接的な苦情は市に寄せられておりますか。</p>
事務局	<p>新たに範囲に入ってくる住宅地及び範囲から外れた住宅地にお住いの方々からは、特に苦情等は入ってきておりません。まれに、駅利用者ではなく、乗り捨てや不燃ごみの積み残しとして置かれている自転車について、市が撤去依頼を受けることはございます。</p>
委員	<p>住宅街に置かれることは無いだろうとの事務局の判断がありましたが、今後、周辺の人口が増えていく場合にあっては発生する可能性も出てくるかもしれません。</p> <p>事務局として、周辺の人口動向と飲食店の増加見込み等に関する認識があれば教えてください。</p>

事務局	<p>新河岸駅を整備するにあたってアクセス道路を整備しましたが、それと同時にまちづくりとして、駅周りについては近隣商業地域として、駅前通り線沿いについては住居系で商業施設も建てられるような用途地域の設定となっておりますが、周辺は低層住宅の用途となっておりますので、床面積の制限等もあり、大規模な店舗は建てられません。</p>
委員	<p>新河岸駅周辺エリアの人口動向について、事務局として資料や見解はありますか。</p>
事務局	<p>平成29年12月に東西入口が開設しましたが、その前後の人口については調査をしておりません。駅入口が東西にできたことで、利用者も増えていると思われます。</p>
委員	<p>人口の動向については、事務局として把握できていないとの印象を受けました。西口の住宅エリアが駅に近くなりますので、仮に土地を売却される方がいた場合、飲食店等ができてくることもある、そうすると自転車で来られる方も増えてくるのではないかという懸念があって、質問させていただきました。</p> <p>自転車利用者が増える要因について、事務局と審議会とで共通の理解を得られればと思います。</p>
委員	<p>以前に霞ヶ関駅南口において、自転車が乱雑に置かれていた状況がありましたが、外国人の放置が多いという話を聞いています。新河岸駅ではどのような状況でしょうか。</p>
事務局	<p>霞ヶ関駅の場合においては、外国人と学生が多かった状況がありましたが、新河岸駅の放置に関してはそのような傾向は見受けられません。</p>
委員	<p>学生さんが多ければ、学校などに注意喚起してマナーを守っていただくよう周知することが有効と思いました。</p>
副会長	<p>確認ですが、放置禁止区域から外す住宅地に関しては、これまで放置行為が無かったものと考えてよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>その通りです。</p>

副会長	<p>元東武ストアの敷地について、現在も放置禁止区域に入っているという事で、周辺に放置されても対応できると思いますが、工事のバリケード沿いに放置する人が出てくる可能性があると思います。</p> <p>その都度対応できるということでしょうか。</p>
事務局	<p>元東武ストアの敷地に関する今後の利用については計画中とのことです。また、駅利用者も利用できる200台規模の駐輪場がありましたが、工事とともに廃止されてしまいましたので、今後の駐輪施設についても東武側に聞いてみましたが、施設を作った際には最低限、利用者のための駐輪場は用意する、とのことでした。</p> <p>(前に掲示した写真を指して) H6年の新河岸駅前の状況です。</p> <p>ご覧のとおり放置自転車が溢れた時代もあり、このような状況に戻さないよう、周知啓発及び撤去活動を継続して実施していきたいと考えております。</p>
副会長	<p>放置禁止区域に新たに入ってくる地域の住民に対してはどのように周知されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>自治会の回覧や標識での周知、併せて市のホームページ、広報などにより周知してまいります。また、実際に置かれる方は駅周辺の方々ではない場合もございますが、まずは駅周辺での周知・啓発活動を実施していきたいと考えております。</p>
議長	<p>他にご意見、ご質問ございますか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>審議が尽くされたようでございますので、事務局は新河岸駅周辺自転車放置禁止区域のあり方に関して審議内容を整理していただき、後ほど事務局案として発表していただきたいと思います。</p> <p>現地視察をすることですので、その間にまとめてください。</p>
事務局	<p>それでは、現地視察を実施いたしまして、その間に事務局案をまとめて発表させていただきたいと思います。現在3時15分ですので3時25分に出発ということですのでよろしくお願いいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>現地視察</p> <p>現地視察の案内を委員に配布して出発。 (高階市民センター発 ～ 市営新河岸駅自転車駐車場 ～ 新河岸駅第一自転車置場 ～ 新河岸駅東口ロータリー ～ 新河岸駅西口ロータリー ～ 高階市民センター着)</p> <p>審議再開</p> <p>休憩前に引き続き、現地視察を踏まえ、ご意見等はございますか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
<p>議長</p>	<p>現地視察前に発表のあった事務局案につきまして、視察をしてきた状況を踏まえ、議長としては、事務局案のとおりでよろしいのではないかと考えますが、皆様どのように思われますか。</p> <p>(拍手あり)</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見が無いようですので、事務局案のとおり、本審議会の答申とすることを今一度確認させていただきたいと思えます。</p> <p>事務局案を本審議会の答申案とすることで、ご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声有り)</p>
<p>議長</p>	<p>異議が無いようですので、議題その1を終了といたします。事務局には答申案の作成をお願いいたします。その間、暫時休憩といたします。</p> <p>(暫時休憩)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局から答申案ができたようなので再開します。事務局は答申案を公表してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局による答申案公表</p> <p>答申案を公表いたします。(答申案を読み上げる。)</p> <p>答申書の添付図面につきましては、カラー印刷で区域を明確にいたします。従来の放置禁止区域に東西の駅前通り線(西口から川越街道と接するまで、東口から寺尾・大仙波線と接するまで)を加え、斜線となっている南側の住宅地については指定から解除するという内容でございます。</p>

議長	<p>只今の答申案公表についてご意見等ございますか。</p> <p>(意見なし)</p>
議長	<p>議題その2として、事務局から何かありますか。</p> <p>(事務局より、委員報酬の内容及び情報公開制度における審議会委員の氏名・肩書公表等について説明)</p>
議長	<p>これで本日の議事は全て終了とします。全体を通してご意見ご質問等ございますか。</p> <p>(意見なし)</p>
議長	<p>何もないようですので、これにて平成30年度川越市放置自転車対策審議会を閉会といたします。ありがとうございました。</p>